

船橋市立塚田南小学校サポーターズクラブ サークル活動細則

塚田南小学校サポーターズクラブ会則第8条に基づき、サークル活動に関して以下のように定める。

(塚田南小学校サポーターズクラブ会則)第8条

本部は必要に応じて会務のための活動サークルを募ることができる。また会員は本部に対してサークル結成の申し出を行い、本部の承認を得て有志によるサークル活動を行うことができる。

2 各サークルの活動についてはサークル活動細則に従うものとする。

(目的)

第1条 公認サークル活動の目的を、以下の通りとする。

- 1 児童の学校生活、教育環境の向上
- 2 児童や保護者の教養の向上
- 3 会員及び保護者、教職員相互の親睦を図る

(活動の指針)

第2条 公認サークルは、前項のいずれかの目的に沿う活動を行なうものとし、その管理運営は法令、サポーターズクラブ会則及び細則に反しない限り、各公認サークルの自主にゆだねる。

(公認の要件)

第3条 サポーターズクラブが、公認サークルとして承認するための要件は、以下の通りとする。

- (1) 第2条記載の活動の基本指針に適したサークルであること。
- (2) 公認サークルの主要メンバーとなる者に会員が含まれていること。

(公認に関する手続)

第4条 サークルについてサポーターズクラブの公認を得ようとする者は、活動開始届に必要な事項を記載し、サポーターズクラブに提出する。サポーターズクラブは、学校と協議し、サークル活動が本細則に反するものではないと判断した場合、公認サークルとして承認する。

2. サポーターズクラブは、公認を得ようとするサークルが、本細則に反するものではないと判断した場合、サークルメンバーの募集などの準備活動に協力することができる。

(活動)

第5条 公認サークルは、原則自身でメンバー募集を行う。サポーターズクラブは、その告知などについて協力することができる。

2. 公認サークル活動に関連して事故等が生じた場合、事故等により被害を受けた者はサポーターズクラブが加入している保険による補償を受けることができる。ただし、故意または重大な過失による事故等、またサポーターズクラブ会則及び細則に反する活動や本来の活動目的を逸脱して生じた事故等についてはその限りではない。

3. サポーターズクラブは公認サークルに対し、活動等について必要な指示、助言を行うことができる。

4. 公認サークルは、サポーターズクラブが定める時期に、活動報告書等必要な書類を提出しなければならない。また、年会費を徴収する場合やサポーターズクラブから補助費を受けた場合、活動報告書と合わせて会計報告書等会計書類を作成し、提出しなければならない。

5. 公認サークルは、手紙等の配付や学校メールを通じての情報発信を行う場合、学校に内容を開示し、その許可を得なければならない。

(代表者)

第6条 公認サークルは、代表者を定めなければならない。

2. 公認サークルの代表者は、サークル運営に必要な場合、サポーターズクラブ理事会に議案を提出し、その協議に参加することができる。

3. 活動において学校施設を使用する場合、代表者氏名において学校に施設使用の許可を得なければならない。

(活動費)

第7条 公認サークルの活動費用は原則自弁とする。

2. 公認サークルは、必要に応じ、下記に従い、公認サークルメンバーから年会費を徴収して活動費とすることができる。

(1) 年会費は営利を目的として徴収してはならない。

(2) 年会費を徴収する場合は、公認サークルごとに規則を定め、会計帳簿を作成し、活動報告書と合わせてサポーターズクラブに必ず提出しなければならない。

3. 年会費を徴収せず、支払いが生じた都度サークルメンバーより徴収する等、サークル内において現預金を保管しない場合はそれを会費等の徴収とは考えず、規則及び会計帳簿の作成、提出を行わずともよい。ただし、その場合サークルメンバー間において、金銭トラブルが発生せぬよう努めなければならない。

(補助費)

第8条 サポーターズクラブは、公認サークルの活動において多数の児童が参加する場合等、児童の学校生活、教育環境の向上に大きく資すると判断される場合、当該公認サークルに対し活動補助費を交付することを理事会で承認することができる。

2. 活動補助費の交付を受けるサークルは、第7条の2(2)の記載に基づく規則等の定めを行わなければならない。

3. 公認サークルは、活動補助費をサークル活動に不可欠な備品・消耗品の購入、施設利用料、講師への講師料等にあてる事ができる。ただし講師がサポーターズクラブまたは当該公認サークルのメンバーである場合は活動補助費より講師料を支払ってはならない。

(休止・解散)

第9条 公認サークルを解散する場合、活動が困難となった等で一時的に活動を休止する場合はサポーターズクラブにその旨を報告する。

2. 公認サークルがサポーターズクラブより活動費等の補助を受けていた場合、解散または休止時点での決算報告書を提出し、補助費の残金を返金しなければならない。また、補助費により購入した備品等がある場合、学校またはサポーターズクラブに寄贈することを原則とする。

3. サポーターズクラブは、公認サークルの活動が、法令、サポーターズクラブ会則及び細則に反していると判断した場合や学校及び塚田南小学校関係者への迷惑行為等があった場合は、公認サークルの意見を聞いた上で、公認を取り消し、解散を要請することができる。

(個人情報)

第10条 公認サークルにおいて、個人情報等を収集する場合は利用目的を明示し、その目的以外には使用しない。

2. 各サークルにおける個人情報保護に関わる規定は、塚田南小学校サポーターズクラブの定める個人情報取扱規定に準拠しその定めに従い適切に取り扱いを行わなければならない。ただし、各サークルにおいて個人情報保護規定を定め、サポーターズクラブの承認を得た場合はその限りではない。

(禁止事項)

第11条 公認サークルがサークル活動を営利、政治、宗教等の目的に利用すること、並びに塚田南小学校関係者を対象に同様の活動を行うことを禁止する。

2. 公認サークル内においてメンバーや塚田南小学校関係者の意志に反する活動参加への強制等を行ってはならない。

(その他)

第12条 公認サークルは、本細則に定めない事項について、サポーターズクラブに審議を求める旨の申し立てをすることができる。

2. 本細則は、サポーターズクラブ理事会の承認を得て改正することができる。

附則

本細則は2022年4月8日より施行する。